

平成29年度 墨俣地域まちづくり協議会第1回全体会

と き：平成29年6月12日（月）19:00～

ところ：墨俣地域事務所 1階 大会議室

次 第

1 あいさつ

2 定期総会

- (1) 平成28年度事業報告及び決算報告について
- (2) 平成29年度事業計画及び収支予算について
- (3) 役員改選について

3 まちづくり協議会の今後の進め方について

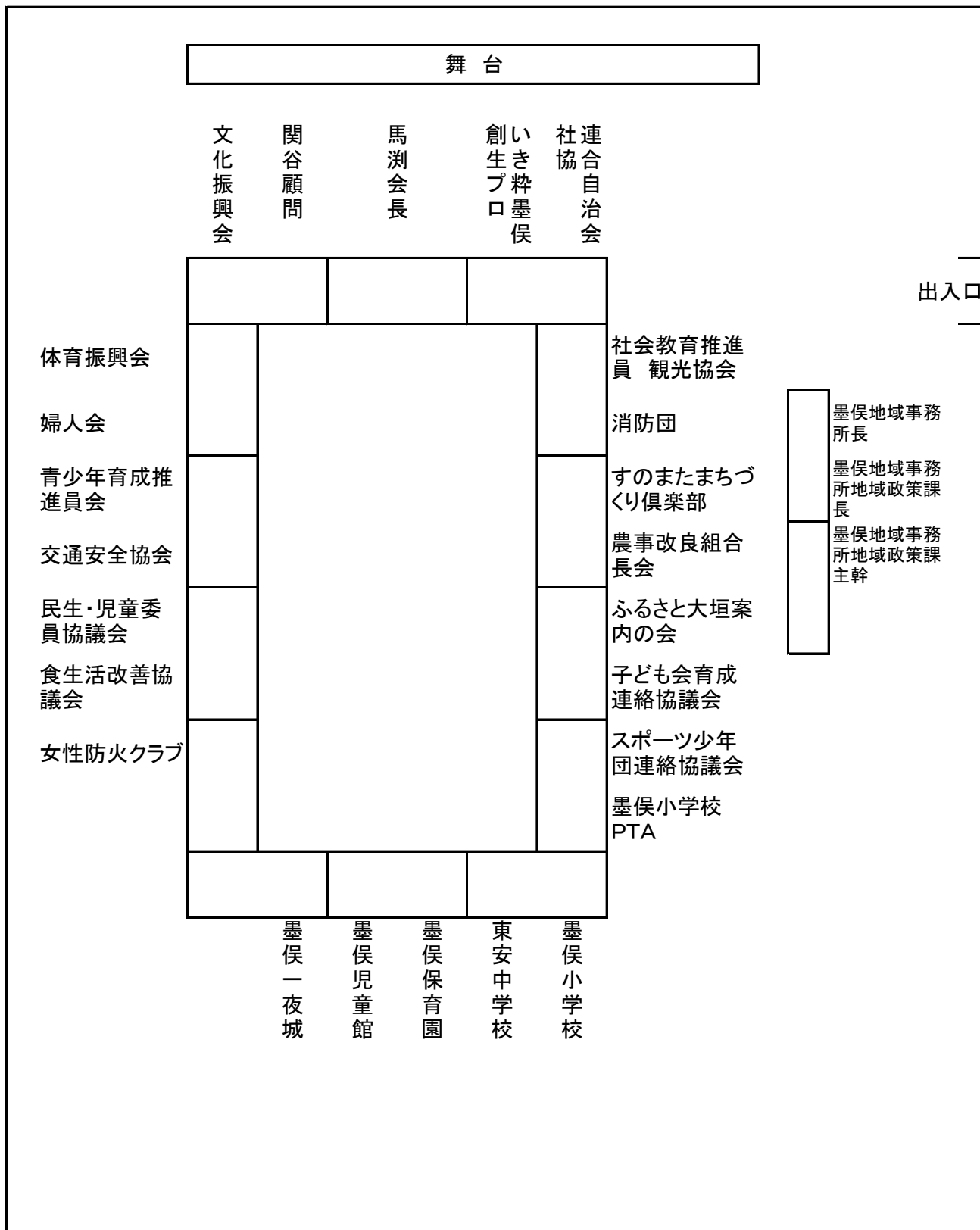
4 その他

平成29年度 墨俣地域まちづくり協議会第1回全体会 席次表

と き：平成29年6月12日(月) 19:00～

と ころ：さくら会館分館（墨俣地域事務所 1階 大会議室）

(団体名称一部略)



平成28年度 墨俣地域まちづくり協議会 事業報告

<全体会>

第1回全体会 6月6日(月)

墨俣地域まちづくり協議会定期総会

- ・平成27年度事業報告及び決算報告について
- ・平成28年度事業計画及び収支予算について

第2回全体会 2月6日(月)

- ・歩くまち墨俣ビジョン施策推進チームの活動報告について
- ・「いき粋墨俣 つりびな小町めぐり2017」について

<役員会>

第1回役員会 5月26日(木)

- ・まちづくり協議会の今後の進め方について

第2回役員会 9月28日(水)

- ・「歩くまち墨俣」ビジョン施策推進チームの活動報告
- ・「協議会だより」の確認
- ・プランターの製作(8個)
- ・次年度の予算について

第3回役員会 1月12日(木)

- ・「歩くまち墨俣」ビジョン施策推進チームの活動報告
- ・「いき粋墨俣つりびな小町めぐり2017」について

<「歩くまち墨俣」ビジョン 施策推進チーム>

○企画チーム

第1回 7月19日(火)

- ・「広報編集チーム」、「行燈設置推進チーム」、「ふるさとカルタ制作チーム」、「案内路面表示設置チーム」、「地図作成チーム」の順で活動する。
- ・前年度配布したプランター(8個)、製作する。

第2回 3月14日(火)

- ・施策推進チームの活動状況について
- ・次年度の計画について

○広報編集チーム

第1回 8月4日(木)

- ・9月発刊予定の「協議会だより」の掲載内容について

第2回 3月21日(火)

- ・4月発刊予定の「協議会だより」の掲載内容について

○行燈設置推進チーム

第1回 8月18日(木)

- ・募集チラシの掲載内容、設置推進活動の協議

第2回 10月20日(木)

- ・応募状況の確認
- ・配布方法の協議

○ふるさとカルタ制作チーム

第1回 9月13日(火)

- ・募集方法、テーマ、スケジュール、予算について

第2回 10月31日(月)

- ・墨俣の景観をメインテーマとして、歴史、文化に関するカルタを制作する。
- ・景観形成市民団体(いき粋墨俣創生プロジェクト)補助金を活用し、協議会が協力し制作する。
- ・「読み札」を公募した後、平成29年秋以降に絵札を作成する。
- ・平成30年度にカルタ大会を開催

第3回 11月25日(金)

- ・平成29年度で「読み札」「絵札」原稿を完成させてデータ化する。
- ・「読み札」公募チラシの内容、配布時期の協議

第4回 2月22日(水)

- ・今後の募集方法について
- ・審査の方法について

○案内路面表示設置チーム

津島神社、西町八幡神社、義円公園に、路面表示シートを設置

墨俣地域まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、墨俣地域まちづくり協議会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、墨俣地域事務所地域政策課に置く。

(目的)

第3条 本会は、墨俣地域の各団体および住民の自主的な活動を尊重し、相互の連携を図りつつ地域力を高め、活力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 墨俣地域の特性を生かしたまちづくりの推進。
- (2) まちづくりの推進に関わる連携と総合調整。
- (3) 前条の目的を達成するために必要と認められる活動等の推進。

(会員の構成)

第5条 本会の目的に賛同し、墨俣地域のまちづくりに参加を希望する団体および個人で構成し、これを会員とする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 理事 6名以内

(役員を選出・任期)

第7条 本会の役員は、会員の中で互選する。

2 任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

3 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故または支障あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、記録と資料の整理・保存および各種申請手続きを行う。
- (4) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を

管理する。

(5) 監事は、会務を監査し、総会において会員に報告する。

(6) 理事は、会長の命を受けて会務を分担し、会の運営にあたる。

(会議)

第9条 本会は、次の会議により運営する。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 専門部会

(総会)

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、各事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じ役員会の決議を経て、速やかに開催する。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画および事業報告に関する事項

(2) 収支予算および決算報告に関する事項

(3) 役員を選出に関する事項

(4) 規約の制定および改廃に関する事項

(5) その他の必要と認める事項

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

3 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会の議事すべき事項

(2) その他、重要と認める事項

(専門部会)

第12条 役員会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会を構成する部会員は、役員会で選出する。

(会議の成立、議決)

第13条 総会および役員会（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は会員または役員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決する。

(会計)

第14条 本会の経費は、助成金、補助金、委託金、寄付金等をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(顧問及び相談役)

第 16 条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成 23 年 8 月 4 日から施行する。

(経過措置)

2 第 7 条の規定にかかわらず、この規約施行後最初の役員の任期は、平成 25 年 3 月 31 日までとする。